

平成24年度 第2回 第1支部会 議事要点記録

日時 平成25年2月22日(金曜日) 14時00分から15時30分

場所 桜台地域集会所 集会室2

出席者 中島 光廣(桜台一丁目町会会長・第1支部長)
久々宇 章(豊玉第一町会会長・第1副支部長)
田口 弘一(旭丘東町会会長)
斉藤 光紀(練馬区旭丘二丁目町会会長)
佐藤 健治(小竹町会会長)
押田 光雄(栄町会会長)
篠 弘昭(桜台2・3丁目町会会長)
岡村 宏平(桜台親和町会会長)
品田 正一(桜台4丁目南町会会長)
小林 隆雄(旭丘一丁目町会会長代理)
林 文夫(桜台自治会会長代理)

敬称略

吉田 富次(桜台地域支援推進事務局長)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
渡部 直美(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計14名

1 開会挨拶 桜台一丁目町会会長・第1支部長 中島 光廣

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策(資料1～2ページ記載)の一覧である。平成25年度も変更がないため、細かい内容は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険について補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、交付を受けた場合に事業報告書と、用途の確認のため決算書等の添付をお願いしたい。補助金は、自治活動を用途としているが、防犯・防火・町会活動等、対象となる経費をご記入して提出していただきたい。

また、補助金は世帯数が基数となるため、毎年申請をお願いしたい。申請書の提出を忘れていたり、申請書の提出後、請求書を提出していないなど、補助金の交付ができない場合がある。提出忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、分かりにくい表記があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡い

ただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール（予定）を 5 ページに記載している。

（質問）自治活動推進協力費は、限度額があるのか。

（回答）世帯数に応じて交付される額が補助額となり、「限度」という考え方をとっていない。事業報告書に記入の際は、交付額を超える経費を記入していただきたい。

（質問）事業報告書は、いつ提出になるのか。

（回答）平成 25 年度は、支援事業スケジュール(資料 5 ページ)のとおり、7 月上旬に申請書等を送付する。事業報告書も同封しているので、決算書を添付して申請書等と一緒に提出していただきたい。

（質問）公設掲示板の新規申請はできるのか。

（回答）公設掲示板の新規設置はしていない。新規設置は町会で行ってしてほしい。

（意見）掲示板の板が硬くて、画鋲が入らない。画鋲が道路に落ちている状況である。板面の下のほうが、3～4 年で傷んでしまう。他区では板にゴムを貼っていたり、板面に窓付でアクリル板をつけているところもある。練馬区でも考えてほしい。

（質問）保険の適用にならない場合の「他に補償制度等があるもの」とあるが、町会で加入している場合は補償してもらえないのか。

（回答）町会が、任意で加入している場合は補償される。

（意見）何か怪我等があったら、地域振興課に適用になるか確認した方がよい。

（回答）保険の請求には期限があるので、早めにご連絡をいただきたい。

（質問）お祭りで怪我をした場合は、適用になるのか。

（回答）役員やスタッフが怪我した場合は、町会の行事中なので対象になる。

（質問）神輿を担いでいた人が怪我した場合は、適用になるか。

（回答）活動をしていただく方の保険のため、参加者は適用にならない。町会・自治会が主体となって準備していただいている役員や、お手伝いの方の保険となっている。

（2）地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

平成 24 年度の東京都の補助事業である。25 年度も、この助成制度を実施する。昨日、25 年度ガイドラインを郵送したので、確認をお願いしたい。また、2 回目に同じ部門の事業を申請する場合は、補助率が 1/2 になるので、ご注意いただきたい。

申請する際は、地域振興課を通して東京都へ申請する。申請の下書きなど、準備に時間を要するので、早めにご連絡をいただきたい。

（質問）PTA と学校の三者で、実行委員会を作って行った場合、対象にならないか。町会主催なら、対象になるか。

（回答）補助金の申請には、後で領収書を提出していただくが、町会名の領収書でなければ認めてもらえない。また、事業報告書等も町会名で作成するので、提出書類が揃うのであれば申請できる。

（質問）オリンピックの 50 万円補助金については、何も連絡がないのか。

（回答）スポーツ振興課で行っているが、3 月 11 日にお知らせをすると伺っている。

底力については、4月・5月の事業は、受付締切が3月中旬となっている。4月1日からの受付であれば、6月～9月の事業で補助が受けられる。

(意見) オリンピック開催地が決まるまでの期間なので、もっとPRしたほうが良い。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。9月23～24日に練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月26日に塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて懇親会を実施した。懇親会では、9月の事業をビデオ等で放映し、懇親を深めることができた。事業については、今年度で終わるので、25年度以降については、各町会・自治会の事業として、塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。

町会の研修旅行で、塙町へ行く町会から計画報告があった。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

【情報交換】

防犯活動について

別添、資料を参照

(支部長) 桜台1丁目町会の防犯活動に「空き巣対策」があり、NHKで放映され大変好評だった。この活動の基になったのは、地域に高齢者が多かったので、健康づくり活動を始めたことである。この活動を通して、人間関係が良くなっていった。現在は自発的に参加するようになり、地域を歩くことで防犯活動へと発展していった。このように、他の町会でも様々な活動をしていると思うので、この支部会において情報交換していきたいと考えている。

(質問) この活動で「空き巣」の発生率はどうか。

(支部長) 空き巣の発生率は減ったが、ゼロではない。アパート1階の窓の閉め忘れで、ブロック塀などで隠れているところが入り易いようである。

(質問) 張り紙がしてあるが、町会で配付したのか。

(支部長) 配付して注意喚起している。この活動で町会に入る人が増えた。

(意見) 青色パトロールも利用した方が良いと思う。10日前に区へ依頼すればパトロールしてくれる。

(意見) 防犯カメラを設置も検討したが、電気代など維持費が大変である。また、個人情報問題もある。犯罪が起きた時は有効だが、通常時は経費がかかるだけである。

町会の加入推進について

- (支部長) 町会加入者が増えないが、何か工夫をしているか。
- (意見) マンション1棟の加入があった。これは、管理会社と話し合っ、管理費の中に雑費として町会費を入れてもらい、加入推進につながった。
- (意見) マンションの全住人を加入させるのは難しい。初めは、町会費を低額にして加入してもらったが、町会長の公文書と規約で説明をして、通常の町会費を払ってもらえるようになった。
- (支部長) 加入推進活動をしなくて、町会費を値上げするよう町会内で要望が出る。他の町会と会費の格差があるのは良くないし、まずは推進活動を進めていくことを考えるよう話をしている。
- (意見) 町会の震災時対応を全面に出して、町会加入を進めている。

自由意見

- (質問) 最近、警察に新しい団体で「暴力団対策協議会」ができたとのことで、町会で加入してほしいとの勧誘電話がきたが、他ではどうか。
- (意見) 特にきていない。「交通安全協議会」など練馬はこのような団体が多い。
- (質問) 練馬新聞から広告依頼がきたが、他ではどうか。
- (意見) 年1回で、正月に依頼があったくらいである。広告代もかかるので、年1回で良い。
- (質問) 最近、町会の名簿を出したところはあるか。
- (意見) 町会の地図は出した。名簿は、個人情報保護があるので作っていない。また広告が減ったので、作成するのは大変である。

3 その他

- (1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」 ~ のとおり。
- (2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。
- (3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、
これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。配布場所は、保健相談所、図書館(南大泉を除く)、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓につ

いての記事、レシピ等を掲載している。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記している。その他については、各自お目通しいただきたい。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕
25年度赤十字活動資金募集のお願いである。25年度は例年通りで、変更点は特にな
い。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリ
サイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫(町会・自治会用)
を区の活用計画としてまとめたところである。

2月から3月にかけて測量調査を行っている。来年度は、活用予定区間の現況調査と
各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇
談会」を設置する予定。関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等に
いずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。

地域振興課でも、アンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第2支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月8日(金曜日) 14時00分から16時30分

場所 早宮地域集会所 集会室1・2

出席者 小彼 光男(羽沢町会会長・町会連合会会計)
鈴木 健一(仲一自治会会長・第2支部長)
伊藤 一男(仲二町会会長・第2副支部長)
関本 公隆(錦一・二丁目町会会長)
山田 澄子(仲三睦会副会長)
大塚 輝男(仲町五丁目町会会長)
南雲 隆洋(ひばりが丘睦会会長)
和田 衛(ひばりが丘睦会副会長)
川島 英雄(平和台一丁目町会会長)
北田 猛(平和台二丁目町会会長)
片桐 良子(平和台二丁目町会副会長)
小島 宣雅(平和台二丁目若葉会会長)
宮下 康子(平和台二丁目第3アパート自治会会長)
渡辺 勉(早宮一丁目自治会)
吉澤 福三(早宮3・4丁目町会会長)
常田 利治(練馬北町六丁目自治会)

敬称略

室越 正光(第二地域支援推進事務局長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)
渡部 直美(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計19名

1 開会挨拶 鈴木 健一 支部長
小彼 光男 町会連合会会計

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策(資料1~2ページ記載)の一覧である。平成25年度も変更がないため、細かい内容は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険について補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、交付を受けた場合に事業報告書と、使途の確認のため決算書等の添付をお願いしたい。補助金は、自治活動を使途としているが、防犯・防火・町会活動等、対象となる経費をご記入して提出していただきたい。

また、補助金は世帯数が基数となるため、毎年申請をお願いしたい。申請書の提出を忘れていたり、申請書の提出後、請求書を提出していないなど、補助金の交付ができない場合がある。提出忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、分かりにくい表記があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール（予定）を 5 ページに記載している。

- （質問）活動保険の加入が遅いのではないかと。5 月の総会で会長が代わると、無保険の状態での活動をしていた期間が発生するので検討してほしい。
- （回答）区で継続的に加入更新をしているため、会長の交代があっても、保険は継続している。また、この活動保険は、町会の加入手続きは不要である。
- （質問）保険適用外の 8「共同住宅等の維持または管理と認められるもの」について、蛍光灯の交換など役員が行うことがあり、高齢のため脚立等から落ちたりする場合は考えられるが、適用にならないのか。
- （回答）「蛍光灯の交換」が自治活動か住宅等の維持管理かがポイントとなる。事故が発生したら、保険会社へ交渉をするので、地域振興課へ連絡をしてほしい。

（2）地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

平成 24 年度の東京都の補助事業である。25 年度も、この助成制度を実施する。昨日、25 年度ガイドラインを郵送したので、確認をお願いしたい。また、2 回目と同じ部門の事業を申請する場合は、補助率が 1/2 になるので、ご注意いただきたい。

申請する際は、地域振興課を通して東京都へ申請する。申請の下書きなど、準備に時間を要するので、早めにご連絡をいただきたい。

- （質問）盆踊りや夏祭りは、対象になるのか。
- （回答）事業の開始当初は、新規事業しか認められなかったが、現在は今まで行っている事業でも対象としている。事業の内容に盆踊りで配布するタオルや、やぐらの工事なども金額によっては、対象となる場合もあるので、個別に相談をしてほしい。
- （質問）補助金請求額の規定はあるのか。補助金の 20 万円を超えなかったら、請求できないか。
- （回答）補助金額の 20 万円を、超えなければならないということではないので、事業でかかる金額を請求できる。補助金の上限額が 20 万円ということである。
- （意見交換）防災訓練・防犯パトロール・防犯活動など

（3）協働事業について

資料 3 に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。9 月 23～24 日に練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1 月 26 日に塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて懇親会を実施した。懇親会では、9 月の事業をビデオ等で放映し、懇親を深めることができた。事業については、今年度で終わる

ので、25年度以降については、各町会・自治会の事業として、埴町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、埴町との交流を継続して行ってほしい。

(質問) 練馬区は巨町と協定を結んでいるのではないか。

(回答) 現在、巨町にも職員を派遣したりしている。埴町とは平成7年より、物資の協定を結んでいる。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

(意見) 以前は金などの買い取りが多かったが、最近は着物の買い取りの電話などがきている。金など貴金属だけではないので、注意を喚起してほしい。

(意見) 他にも骨董品やトロフィなども、買い取りの電話がある。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この周知については、3月1日号の区報で行う。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食

育実践ハンドブックの紹介である。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てばと考えている。

（４）一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

４月１日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記している。その他については、各自お目通しいただきたい。

（５）平成 24 年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成 25 年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25 年度赤十字活動資金募集のお願いである。25 年度は例年通りで、変更点は特にない。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意いただきたい。増強運動で使用する資材は、後ほど総務課を通じて送付させていただくが、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッジ」を着用していただくようお願いする。

（６）関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

２月から３月にかけて測量調査を行っている。来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。関係団体等委員として、第 15・16・17 支部の支部長等いずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。

倉庫に関しては、平成 22 年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

（質問・意見）特になし。

【情報交換等】

（意見）練馬区で「ねり丸」を作っているが、着ぐるみなどもっと活用したらどうか。

地方では活用していて、盛り上がっているのだから、宣伝した方が良く思う。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第3・9支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月7日(木曜日) 10時00分から11時30分

場所 練馬区役所本庁舎19階 1905会議室

出席者 小林 實(練馬区貫井町会会長・第3支部長)
一杉 重之(豊玉北四丁目自治会会長・第9副支部長)
石本幸四郎(練馬区向山町会会長)
草間 俊行(向山西町会会長)
武藤 喜市(豊玉第二町会会長)
佐藤 義明(豊玉西町会会長)
岡 孝(練馬一丁目原町睦会会長)
若林 哲男(練馬二丁目町会会長)
鈴見 壽俊(都営練馬二丁目自治会会長)
福島 博(練馬三丁目町会会長)
渡辺 真一(豊玉第三町会会長代理)
伊藤千枝子(豊玉南第五町会会長代理)

木内 幹雄(練馬中央自治会会長・町会連合会監査)

敬称略

立川 信夫(第一地域支援推進事務局長)
関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
渡部 直美(地域振興課地域コミュニティ支援係)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計17名

1 挨拶 小林實 支部長、木内幹雄 町会連合会監査

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・

自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール（予定）を 5 ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

（質問）掲示板の建替補助については、通年で申請できるのか。

（回答）その通りである。なお、公設掲示板について、至急修繕等が必要な場合には直接地域振興課へご連絡いただきたい。早急に現場確認し、対応したいと考えている。

（意見）以前設置した掲示板は、当初から板面がスカスカのものが複数あった。

（事務局）個別に確認させていただきたい。過去に板面が固くて画鋸が刺さらないという事例があったが、現在はそのようなことがないように気を付けている。今年度については、業者に確認をしたうえで、画鋸を刺しやすいものに調整した板面を設置している。

（意見）板面の中身は木であるので、その木によって刺しやすさが異なっていることがあるのではないか。

（事務局）板面の状況があまりにも悪いものについては取り換え等をさせていただくのでご連絡いただきたい。

（意見）掲示板に貼るポスターについて、練馬文化センターのものが多い。時期も 2 か月先のものであったりして困る。また、バザー程度のものは認めているが、個別に依頼がある営利目的のポスター掲示はすべて断っている。

（意見）当町会では、掲示を認めたものについては、ポスターに町会の承認印を押している。それ以外の掲示物については勝手に貼られたものとしてはがすように担当者へ指示している。

（事務局）公設掲示板および協力掲示板については、月に 2 回、区から依頼をしている掲示物を貼っていただき、余ったスペースについては、地域の行事などを町会の判断により掲示していただいて構わない。貼りきれない場合には、優先順位をつけて掲示してほしい。

（2）地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では 24 年度に過去最大の 33 件の申請があった。25 年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2 月下旬に 25 年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目直しをお願いしたい。

補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は 20 万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は 10/10、補助金活用が 2 回目以降で、かつ B 区分の各分野で初めて申請する場合は 10/10 となる。A 区分で 2 回目、B 区分同分野で 2 回目となる場合には補助率は 1/2 となる。

利用希望のある場合は、地域振興課に早目にご相談いただきたい。

(質問) 盆踊りは対象となるのか。申請する場合は補助率が1/2になるのか。

(回答) 盆踊りの場合、申請区分は「A」となるので、利用が2回目であれば補助率は1/2となる。上限額は20万で変わらないので、事業費が多い場合には補助率が1/2であっても20万円の助成金が獲得できる可能性がある。ただし、助成対象となるかどうかは、総事業費の内訳、項目によるので、個別にご相談いただきたい。例えば、総事業費のうちの多くを飲食や工事費、レンタル・リース料で占める場合は申請ができない場合がある。

(事務局) 利用を考える際には、早めに事務局へご相談をいただきたい。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問・意見) 特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

(質問) 先日、保護司の会合があり、保護司のなり手がいないという話が出た。そして、地域に保護司になり得る人材がいれば、町会・自治会から推薦してほしいとのお願いもあった。これについて、皆様のご意見を伺いたい。

(意見) 周りにいる保護司の方の様子を見てみると、いつ呼び出しがあるか分からないので、生活が制限されている。対象者の年齢も様々であり、とても大変そうである。

(意見) 保護司だけでなく、民生委員も、町会役員も同じ状況であると思う。町会役員でさえ担い手不足なので、保護司ならなおさらであると思う。

(意見) 保護司の面接場所がなく、自宅で行っている状況。見ず知らずの方を自宅面接するというのは大変抵抗感がある。特定の面接場所があった方がよいと思う。

(質問) 向山町会の行事において、塙町の物産展を行うという話を伺っていたが、それは

どうなったか知りたい。

(回答) お互いに協力していくことができるのであれば、地区祭の中で、埴町の方々に出張していただきたいと考えている。このことについて町会内部では了承が得られた。埴町の方々に来ていただくのであれば、ある程度の利益を出してもらいたいので、現在は、地域に見合った袋詰めや試食コーナーの設置など、細かいところの下調べをしている。実現するかどうかはこれからだが、埴町と調整していきたい。

(意見) この事業で、地域の底力再生事業助成は活用できないか。

(事務局) 主な支出項目は、交通費やバス借上げ代になると思うので、助成対象となるかは不透明である。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」 ~ のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この件については、3月1日号の区報に掲載されている。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(質問・意見) 特になし。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

既にご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているので、ご確認いただきたい。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(質問・意見) 特になし。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特になし。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッチ」を着用していただくようお願いする。

(質問) 「協賛委員バッチ」とはどのようなものか。

(回答) 総務係に確認しておく。

(質問) 赤十字の感謝状の推薦依頼が毎年くるが、今後の参考に過去のデータがほしい。区からいただけるか。

(回答) 総務課に確認する。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）

を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等にいずれかの部会の委員に就任していただく予定。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問) 倉庫のスペースはどの程度の広さか。

(回答) アンケート調査を行った上で、今後検討していく。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第4支部会 議事要点記録

日 時 平成25年3月18日(月曜日) 18時00分から19時15分

場 所 春日町地域集会所 集会室1・2

出席者 橋本 貞夫(高松町会副会長・支部長)
大城 哲雄(春日町町会副会長・副支部長)

浅沼 敏幸(春日町町会会長・町会連合会副会長)

敬称略

遠山 昌嗣(地域振興課地域コミュニティ支援係)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計5名

1 挨拶 橋本支部長

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認ください。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目直しをお願いしたい。

補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は 20 万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は 10/10、補助金活用が 2 回目以降で、かつ B 区分の各分野で初めて申請する場合は 10/10 となる。A 区分で 2 回目、B 区分同分野で 2 回目となる場合には補助率は 1/2 となる。

利用希望のある場合は、地域振興課に早目にご相談いただきたい。

(3) 協働事業について

資料 3 に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9 月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1 月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25 年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(4) 今後の日程について

資料 4 に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

～ 質疑応答 ～

(意見) 1 月 26 日に行われた練馬区震災総合訓練では、区報で、全避難拠点に一般区民が自由に見学・体験ができると、避難拠点への参加を呼び掛けた。一方で、同紙面で防災フェスタへの見学も促した。高松小避難拠点では、一般区民の方が参加できるように、朝早くから準備をしたが、参加したのは 1 名だけだった。通常高松小学校で訓練を行う場合には 100 名程度参加する。高松地域は、光が丘に近いため、防災フェスタ会場へ行った方が多いと思われる。避難拠点としては、大変残念であった。一般区民には避難拠点に参加してもらいたいのか、防災フェスタ会場に行ってもらいたいのか、区の方針を明確にしてほしい。また、多くの方に参加してもらいたいのであれば、周知の方法についても工夫してほしい。そして、区民が参加した際の受け入れ体制等についても事前打合せを行うよう調整してほしい。

(回答) 防災課へ伝える。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2 年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」と

いわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。また、消費生活に関する出張講座も実施している。よろしければご利用を。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この支部では、高松4丁目が変更対象地域となる。変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定と聞いている。回覧等で会員への周知をお願いしたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館(南大泉を除く)、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているので、ご確認いただきたい。高松で一部変更がある。春日町は変更なし。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(5) 平成 24 年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成 25 年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25 年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25 年度は例年通りで、変更点は特にない。24 年度の実績は資料のとおり。毎年 5 月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるので、強制感のある募集は控えるようご注意いただきたい。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッチ」を着用していただくようお願いする。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2 月から 3 月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成 28 年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの 4 つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成 25 年 5 月から 26 年 3 月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報 4 月 1 日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第 15・16・17 支部の支部長にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成 22 年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第5・6支部会 議事要点記録

日 時 平成 25 年 3 月 8 日 (金曜日) 19 時 00 分から 21 時 00 分

場 所 旭町地域集会所 集会室 1・2

出席者 本橋 和三 (旭町一丁目町会会長・第 5 支部長)
浅沼 義昭 (練馬区土支田町会会長・第 5 副支部長)
橋本 正 (旭町三丁目町会会長・第 6 副支部長)

高橋 司郎 (光が丘地区連合協議会会長・町会連合会副会長)

敬称略

内田 勝幸 (地域振興課地域コミュニティ支援係次席)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域コミュニティ支援係)

計 6 名

1 挨拶 本橋支部長、高橋町会連合会副会長

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成 25 年度についても、24 年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール(予定)を 5 ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(質問) 対象となる経費に「敬老祝い会」とある。例えば、その会で赤飯を炊く費用は認められるが、敬老祝い金はどうか。

(回答) 望ましくはない。事業報告書には、活動費としての支出項目を優先的に記入してほしい。

(質問) 「敬老祝い会」は、近年対象者も多くなってきており、開催が難しい状況である。当町会では、「敬老祝い品」を対象者に配っている。この祝い品の購入代金は補助

対象になる経費として認められるか。

- (回答) 認められる。決算書において支出項目を確認するとともに事業報告書を確認することで、それが自治活動であると証明ができると考えている。
- (意見) 活動保険の適用とならない場合の「自らの重大な責に帰する自由により発生するもの」にも要注意である。その他、この保険でカバーできる範囲にも限度があるので、事業によっては個別の保険加入を検討した方がよい。他の支部会でも、この保険で全てを網羅するわけではないということを十分周知してほしい。
- (質問) 公設掲示板について、修繕を依頼する際、写真を必ず提出しなければならないか。
- (回答) 修繕依頼が多く、優先順位をつけて修繕をしていきたいと思っているので、写真を添付していただければありがたい。至急の場合には、地域振興課に電話連絡をしていただきたい。早急に現場確認をさせていただく。

【敬老祝い品について】

支部会の中で、敬老祝い品については、自治活動推進補助事業の補助対象となる経費に該当するとお伝えいたしました。係内で再度検討した結果、敬老祝い品は「特定の個人への贈答品」と捉えられる可能性があるということで、補助金の事業報告書への記載は控え、その他の活動費を優先して記載していただければ幸いです。記載項目については、事業報告書作成時に個別にご相談に応じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業(管理組合は助成対象外)である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

募集は年4回、第1回の募集は3月1日から始まる。4月から行う事業があり、申請する場合は早目にご準備をお願いしたい。また、申請書の書き方等については、地域振興課でお手伝いをさせていただく。相談いただくときには、どんな内容なのか、どんなものを購入するのか、大まかにまとめてきていただければありがたい。

(質問) ゴーヤによる緑のカーテンなどは申請できるか。

(回答) 申請ができる内容である。節電アドバイザーによる節電の講義なども合わせて実施している町会もある。

(質問) ゴーヤの事業では、どのようなものに経費がかかっているか。

(回答) ゴーヤの苗、プランター、支柱、ネット、土、肥料などである。

(質問) 盆踊りは申請できるか。

(回答) 申請ができるかどうかは、総事業費の内訳、項目によるので、個別にご相談いただきたい。例えば、総事業費のうちの多くを飲食や工事費、レンタル・リース料で占める場合は申請ができない場合がある。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。

四季の香小学校避難拠点運営連絡会の皆さんには、フェスタ会場にて、塙町の方々を受け入れていただき、感謝申し上げます。

事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(意見) 1月26日に行われた練馬区震災総合訓練の周知方法について、区では、防災フェスタ会場に促し、一方で避難拠点に行くようにも呼びかけた。これでは区民は混乱する。今後は、どういう方に防災フェスタ会場へ行ってもらいたいのか、また、避難拠点にはどのような方に参加してもらいたいのか、それぞれ対象を絞り込むなど、区民が混乱しない周知の仕方を検討してもらいたい。

(回答) 防災課に伝える。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

(質問) 旭町三丁目町会では、防犯カメラの設置について検討を進めている。練馬区内で広がってきていると思うが、他の町会ではいかがか。

(回答) 土支田町会では設置していない。

(回答) 旭町一丁目町会では、必要がないと考えている。

(質問) 防犯カメラ設置費用は1台あたりどの程度か。

(回答) 1台あたり30万円程度。維持費は少額で済む。設置費の6分の5は補助が出る。10日間分の映像記録をためて、必要に応じて、警察と町会責任者が映像データを取り出して解析することになる。仕組みとして、一般の方は見れないようになっている。

(意見) 防犯カメラの設置など、防犯力を強化すると、当町会エリア内での犯罪抑止になる一方で、周辺地域に犯罪者が移ってしまうことがある。この取り組みを進めていることについて情報提供させていただくとともにご理解をお願いしたい。

(意見) 旭町一丁目町会では、毎月2回、夜間にパトロールを町会役員が行っている。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(意見) 実際に家に来たことがある。不用品には全然目もくれず、貴金属はないかと聞いてくる。

(事務局) 高齢の女性が主に被害にあっているようである。

(質問) 町会の何かの集まりの際に来てくれるような制度はないか。

(回答) 出張講座を行っている。平日、9時から17時までと聞いている。詳細は、消費生活センターへ問い合わせをお願いしたい。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この周知については、3月1日号の区報で行った。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定と聞いている。届いたら回覧等をお願いしたい。

(質問) 第三育秀苑の場所はどのあたりか。

(回答) 給食センターのあたりである。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(質問・意見) 特になし。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているので、ご確認いただきたい。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(質問) 資料に時間帯の変更を盛り込んでほしい。

(回答) 同じ地域でも、集積所によって時間帯が異なり、資料に盛り込むことができなかったと聞いている。代わりに個々の集積所の看板にて案内をしているようである。

(質問) 「ごみの分け方と出し方」冊子の配布は町会で行うのか。

(回答) おそらく区が業者に委託して全戸配布すると思われる。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特になし。24年度の実績は資料のとおり。例年、お願いしたい額と実績額との差が大きい。ご協力をぜひお願いしたい。5月の運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッジ」を着用していただくようお願いする。

(質問・意見) 特になし。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いであるが、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長にいずれかの部会の委員に就任していただきたい。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(意見) 場所が遠いので、なかなか利用できないと思う。

(意見) 倉庫は地元に近いところにあるのが一番良い。例えば、学校は許可してくれないが、小中学校で空いている教室を利用できれば一番良いと思う。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第7支部会 議事要点記録

日 時	平成 25 年 3 月 12 日 (火曜日) 15 時 00 分から 16 時 30 分
場 所	田柄地域集会所 会議室
出席者	田中 多喜男 (北町西町会会長・第7支部長) 篠原 昇 (公団住宅むつみ台自治会会長・第7副支部長) 菅野 円 (都営北町八丁目アパート7号棟自治会(むそみ会)会長) 今田 康弘 (都営田柄自治会会長) 吉田 一郎 (田柄町会会長・町会連合会監査) 神藤 勝三 (田柄町会事務長)

敬称略

岩田 勇武 (第七地域支援推進事務局長)
関口 次男 (地域振興課地域コミュニティ支援係長)
渡部 直美 (地域振興課地域コミュニティ支援係)

計 9 名

1 開会挨拶 田中 多喜男 支部長

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策(資料1~2ページ記載)の一覧である。平成25年度も変更がないため、細かい内容は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険について補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、交付を受けた場合に事業報告書と、使途の確認のため決算書等の添付をお願いしたい。補助金は、自治活動を使途としているが、防犯・防火・町会活動等、対象となる経費をご記入して提出していただきたい。

また、補助金は世帯数が基数となるため、毎年申請をお願いしたい。申請書の提出を忘れていたり、申請書の提出後、請求書を提出していないなど、補助金の交付ができない場合がある。提出忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、分かりにくい表記があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

平成24年度の東京都の補助事業である。25年度も、この助成制度を実施する。昨日、25年度ガイドラインを郵送したので、確認をお願いしたい。また、2回目に同じ

部門の事業を申請する場合は、補助率が 1/2 になるので、ご注意ください。

申請する際は、地域振興課を通して東京都へ申請する。申請の下書きなど、準備に時間を要するので、早めにご連絡をいただきたい。

(意見交換) 防災訓練の内容など

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。9月23～24日に練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月26日に塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて懇親会を実施した。懇親会では、9月の事業をビデオ等で放映し、懇親を深めることができた。事業については、今年度で終わるので、25年度以降については、各町会・自治会の事業として、塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。

(意見) 交流事業で利用した塙の施設「ゆうゆうランド」は、大変良かった。車で行けば近いので、機会があれば行きたい。

(意見) 防災について、気仙沼の消防隊員から聞いたことだが、震災の被災地は大変な状況であったが、同じ気仙沼でも離れた地域の方は、電気や通信が止まっていたため情報が行かなかった。停電や通信は時間が経つと、更に困難になる。非常事態の備えを、再度、考えておくべきである。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理

に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この周知については、3月1日号の区報で行う。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てばと考えている。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記している。その他については、各自お目通しいただきたい。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いである。25年度は例年通りで、変更点は特にない。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。増強運動で使用する資材は、後ほど総務課を通じて送付させていただくが、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッチ」を着用していただくようお願いする。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

2月から3月にかけて測量調査を行っている。来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。

倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

【情報交換等】

(意見) 住宅が増えているが、町会への加入者が増えない。また、回覧を回しても、最も見てほしい「一人暮らしの高齢者」に届いていない現状がある。このような状況などを支部会等で、意見や情報交換していきたい。支部会も同じメンバーだけではなく、皆さんに参加してもらえよう工夫が必要である。

(意見) 開催時間を夜にするなど、希望を聞いたらどうか。

(事務局)他の支部でも、仕事をされている方が多いところなどは、夜に開催しているところもある。

(意見) 仕事の方は、関心があっても来られないし、初めてだと行きづらいこともある。

(意見) 広く意見を聞いていきたいし、支部連絡会の内容も伝えていきたい。

(事務局)開催時間をいつも同じ時間ではなく、夜の時間にするなど、次回は検討して開催していく。

閉会挨拶 篠原 昇 副支部長

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第8支部会 議事要点記録

日 時 平成 25 年 3 月 22 日 (月曜日) 14 時 00 分から 15 時 30 分

場 所 北町地区区民館 多目的室

出席者 内田 正一 (北町一丁目一部町会会長・支部長)

藁谷 光男 (北町三丁目町会会長・副支部長)

大村 和行 (北町一丁目二部町会会長代理)

村上 悦栄 (北町二丁目町会会長・町会連合会会計)

敬称略

関口 次男 (地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域コミュニティ支援係)

計 6 名

1 挨拶 内田正一支部長

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成 25 年度についても、24 年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール(予定)を 5 ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(質問) 消防団への委託や防火協会等への分担金は補助対象外となるのか。

(回答) 自治活動とは、皆さんの手で実施する事業のことなので、この補助金の事業報告書には、そういった事業費を記入してほしい。分担金は自治活動とみなされない。

(意見) 書類の提出が煩わしい。

(回答) 提出していただくものは、事業報告書と町会の決算書だけである。領収書は必要ない。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は20万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は10/10、補助金活用が2回目以降で、かつB区分の各分野で初めて申請する場合は10/10となる。A区分で2回目、B区分同分野で2回目となる場合には補助率は1/2となる。

事業が終わってからの申請はできない。利用希望のある場合は、地域振興課に早目にご相談いただきたい。

(意見) 防災訓練やお祭りで補助金をもらっているのは疑問である。

(質問) 防災訓練には20万円もの費用がかからないと思うが、何に支出しているのか。

(回答) ジャケットやベスト、資器材などを購入しているところもある。

(意見) 最近、回覧物が多すぎる。掲示板のサイズについて、A3は大きい。

(意見) 当町会では、回覧については、回覧中に期限が過ぎるものは回さないようにしている。

その他、各町会での回覧のやり方について情報交換を行った。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問・意見) 特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この支部では、変更はない。変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定と聞いている。

(質問・意見) 特になし。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館(南大泉を除く)、ふるさと文化館、区民情報ひろば、

健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(意見)このような冊子を配布する際には、町会にどのように利用してほしいのか示してほしい。

(4)一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているので、ご確認いただきたい。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(質問・意見)特になし。

(5)平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特になし。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッジ」を着用していただくようお願いする。

(質問・意見)特になし。

(6)関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫(町会・自治会用)を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。

懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問) 倉庫について、完成後の申込方法や利用料金はどうなっているか。

(回答) これから詳細を詰めていく。

(質問) 高齢者センターの利用方法は。

(回答) 現在、区内3か所に高齢者センターがある。既存のセンターと同じような利用方法となると思う。

(意見) 場所が遠いので、この支部の方はなかなか利用できないと思う。この地域には、環状8号線の陸橋があるが、この陸橋下にもスペースがある。これをぜひ活用していただきたい。

閉 会

以上

平成 24 年度 第 2 回 第 10 支部会 議事要点記録

日 時 平成 25 年 2 月 24 日 (日曜日) 10 時 00 分から 11 時 30 分

場 所 プロムナード十番街集会所

出席者 高瀬 欣一 (光が丘地区連合協議会副会長・第 10 支部長)
福住 光永 (プロムナード十番街自治会会長・第 10 副支部長)
小山 謙一 (光が丘第三アパート自治会会長)
今井 澄雄 (コーシャハイム光が丘第三自治会会長)
山田 洋資 (いちょう通り東第一団地管理組合理事長)
渡辺 佳明 (いちょう通り東第三団地自治会会長)
原田 幸雄 (四季の香式番街自治会会長)
橋上 成夫 (四季の香式番街 4・5 号棟自治会会長)
手塚 俊雄 (光が丘パークタウン公園南住宅自治会会長)
増田 健一 (大通り北団地管理組合理事長)
寺田 勉 (自治と防災の会さとざくら会長)
宇佐美純一 (光が丘 7 - 8 - 1 自治会会長)
越後谷英里 (シティコープ光が丘管理組合理事長代理)
石川 寿行 (パークサイド光が丘管理組合理事長代理)
中込 泰 (光が丘大通り南 7 - 3 - 1 自治会会長代理)
岩田 廣代 (自治と防災・防犯の会「春の風」自治会会長代理)
阿瀬見 宏 (光が丘地区連合協議会副会長)
古屋 直樹 (光が丘地区連合協議会副会長)

高橋 司郎 (光が丘地区連合協議会会長・町会連合会副会長)

敬称略

内田 勝幸 (地域振興課地域コミュニティ支援係次席)

篠崎 悠祐 (地域振興課地域コミュニティ支援係)

計 21 名

1 挨拶 練馬区町会連合会副会長 高橋司郎

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成 25 年度についても、24 年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘

れないようご注意いただきたい。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール（予定）を 5 ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

（高橋副会長）自治活動推進補助事業は、世帯割（1 世帯 120 円）だけではなく基礎割もある。どんなに小さな組織であっても、基礎割 15,000 円は獲得できる。書類の提出を敬遠せずに、ぜひ申請してほしい。

（質問）自治会と管理組合が重複している場合、加入世帯数が多い管理組合で申請することはできるのか。

（回答）どちらか一方であれば構わない。管理組合と相談してほしい。

補足（支部会の中では説明していない内容）

事業報告書を提出する際、申請団体の決算書も合わせて提出する必要があります。また、その決算書の「収入の部」に補助金収入が明記されていること、および「支出の部」に対象となる自治活動・経費が明記されていることが必要です。

よって、管理組合で申請する場合は、管理組合の決算書にその部分の記載がなければならぬので、その点も合わせて相談をしていただきますようお願いいたします。

（2）地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

これは東京都の補助事業（管理組合は助成対象外）である。練馬区では 24 年度に過去最大の 33 件の申請があった。25 年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2 月 21 日に 25 年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

募集は年 4 回、第 1 回の募集は 3 月 1 日から始まる。4 月から行う事業があり、申請する場合は早目にご準備をお願いしたい。

都全体の 24 年度実績は 1 億 2 千万円程である。25 年度は 1 億 5 千万円と予算を拡大すると伺っている。ぜひご活用いただきたい。

（高橋副会長）一覧にある事業の内容でこの助成金を獲得できる。ぜひ活用してほしい。

また、コーシャハイム第 1～4 自治会合同で夏祭りを実施しているが、助成対象となるか。連合組織になれば助成金額は 100 万円までもらえる。

（回答）連合組織で申請する場合には、規約が必要になる。また、その規約は、お祭りの実行委員会のようなものではなく、自治会の連合組織である必要がある。

（高橋副会長）知恵をしばり、この助成金をぜひ活用していただきたい。

（事務局）補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は 20 万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は 10/10、補助金活

用が2回目以降で、かつB区分の各分野で初めて申請する場合は10/10となる。
A区分で2回目、B区分同分野で2回目となる場合には補助率は1/2となる。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(高瀬支部長) 湯遊ランドはなわは、練馬区指定保養施設である。年2回まで区から補助金が出る。また、いきいき健康券も使用できる施設である。ご利用いただくのも良いと思う。

(質問) 塙町は福島県のどの辺の位置にあるのか。

(回答) 福島県の南端部に位置し、茨城県との境あたりである。

(高橋副会長) 20人位まとまって行く場合には、湯遊ランドが送迎バスを出してくれる。

(意見) 4月に自治会で湯遊ランドはなわに行く予定。一つお願いがあるが、指定保養施設の津南の場合は、無料バスが運行されている。練馬区民が塙町へ行きやすくするため、無料送迎バスを区において用意してほしい。

(事務局) 意見として承る。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」 ~ のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(高橋副会長) 光が丘でも既に被害が出ている。手口としては、「不用品の買取り」という名目で電話がかかってきて、実際には不用品には目もくれず指輪やネクタイピン等の貴金属を買い取っていくというもの。これについての規制ができるようになった訳であるが、高齢者が資料を見て内容を理解するのは大変難しいと思われる。高齢者の家族、特に若い世代の方々に読んでもらえるように、資料を書き換える等、各自治会・管理組合においてはきめ細かい対応をお願いしたい。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に 22 か所ある。4 月から支所を 2 か所増設する。増設は、中村橋と土支田（第三育秀苑）である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この周知については、3 月 1 日号の区報で行う。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(高橋副会長) 光が丘では、1 丁目、6 丁目、7 丁目に担当地域の変更がある。6 丁目と 7 丁目については、これまでは光が丘支所であったものが、4 月からは高松支所に変更となり、笹目通りを渡らなければならなくなる。様々交渉した結果、1 つには無理な移行は行わないということ、2 つめとしては、足が不自由な方等で笹目通りを渡るのが困難な方については、支所から訪問するという条件を付けることができた。また、今後の課題となるが、廃園となる幼稚園の跡地活用ができないかということも区に伝えてある。1 丁目については、これまで田柄支所であったが、光が丘支所に変更となる。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第 2 弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓につ

いての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記している。光が丘地区においては、全てにおいて変更はない。その他については、各自お目通しいただきたい。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特にない。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッチ」を着用していただくようお願いする。

(高橋副会長) 資料によると、練馬区にお願いしたい額と実績額に大きな開きがある。

街頭募金では、光が丘が練馬区で一番の金額が集まる。

区内の町会・自治会では、町会・自治会費から寄付を出す団体と会員から個別に集める団体に分かれている。会員から集める場合、募金袋を各家庭に1つずつ配布し、封をした上で専用のポストに入れてもらうというやり方をとっている。自分の自治会でもこのやり方で実施し、かなりの募金が集まる。また、赤十字のお願い文書とは別に、自治会長名でのお願い文書を作成して配布することで効果が高まる。誰もが必ず助けられる側になる。助け合いの気持ちをもって、募金活動にご協力をお願いしたい。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫(町会・自治会用)を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25

年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

その他報告

(光が丘第三アパート自治会)

第三アパート内で、2月19～21日の3日間に渡って、痴漢事件が発生した。警察には情報を伝え、パトロールを強化していただくことになった。昨年にも痴漢事件が発生したが、そのときは夜間だった。今回は昼間、児童・生徒の下校時間に事件が発生している。これを受けて、当自治会では通年、夜間パトロールを実施しているが、2月25日から昼間にも防犯体制の強化を実施することとした。昼間、団地に残っている方がゴミ出しを行う際には、午後2時から5時までの間に出してもらおう等の対応を行っていく。

このように、第三アパート内で防犯体制を強化すると、他の自治会エリアの方へ、犯人が場所を移すことが想定されるので、各自治会でも警戒してほしい。

また、高齢者相談センターについてだが、高齢者センターの職員は大変親切、丁寧である。事務所にいるだけでなく、町会・自治会の方が呼んでくれるのであれば、出前相談を行うということも言っていた。高齢者センターを、困ったら利用するのではなく、困る前にという視点で利用してもよいと思う。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第11支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月18日(月曜日) 10時00分から11時30分

場所 谷原コミュニティ室

出席者 上原 正義(谷原町会会長・支部長)
宮部 忠孝(高野台町会会長・副支部長)
高山 明子(南田中団地第一自治会会長)
高城 康彦(南田中団地第四自治会会長)
平原 春好(石神井町一丁目東町会会長)
松川 利智(都営高野台アパート11号棟自治会会長)
榎本 猛(南田中町会会長代理)

笠原 幸藏(富士見台町会会長・町会連合会監査)

敬称略

菅井 幸雄(谷原地域支援推進事務局長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計11名

1 挨拶 上原支部長、笠原町会連合会監査

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(質問) A E D貸出事業はイベントのときのみか。

(回答) その通りである。

(質問) 自治会の高齢化が進み、A E Dを自治会内集会所に設置してほしいとの要望がある。これに対する補助はあるのか。

(回答) 地域振興課では取り扱っていない。

(意見) 掲示板掲示委託契約書が届き、掲示板の位置を確認したが、町会掲示板と公設掲示板の住所が一部異なっているところがあるようである。

(回答) 個別に確認させていただく。

(質問) 対象とならない経費の研修バス代等の「等」には何が含まれるのか。

(回答) 研修のために必要な経費、例えばテキスト代などを意図している。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は20万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は10/10、補助金活用が2回目以降で、かつB区分の各分野で初めて申請する場合は10/10となる。A区分で2回目、B区分同分野で2回目となる場合には補助率は1/2となる。

利用希望のある場合は、地域振興課に早目にご相談いただきたい。

(質問) 申請書提出時に、詳細な経費を確定させることができないが、概算でもよいのか。

(回答) できるだけ細かく経費を記入する必要がある。特に単価が高いものについては、見積書の提出が求められる。しかし、いくら細かく経費を記入しても、予算と決算の数値がずれてしまうことは当然であり、やむを得ないことである。ただし、都担当者からは予算書に記載していない経費を決算のときに請求することはできないと言われている。極力精査をお願いしたい。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方

の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問・意見)特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

(5) その他

(事務局) 副支部長を務めていただいていた南田中町会の榎本重和会長が、3月で退任、交代されたため、副支部長の役職が一つ空いている。次回の支部会までに支部長と相談しながら調整していく。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この支部では、変更はない。変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定と聞いている。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているのをご確認いただきたい。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特にない。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッジ」を着用していただくようお願いする。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第 15・16・17 支部の支部長にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成 22 年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第12支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月11日(月曜日) 13時30分から15時00分

場所 石神井公園区民交流センター 会議室2・3

出席者 出村 喬(都営上石神井団地自治会会長・支部長)
豊田 茂光(石神井町石神町会会長・副支部長)
加藤 薫(石神井町2丁目第3アパートさんろく自治会会長)
成塚 進(石神井町池淵町会会長)
宮野 正夫(石神井ハイツ自治会会長)
田村 哲夫(白百合会会長)
栗原 秀雄(石神井台東町会会長)
本橋 成夫(下石神井坂下町会会長)
本橋 正(石神井台沼辺町会会長代理)
杵淵 政海(あやめ会会長代理)

渡邊 雍重(石神井町和田町会会長・町会連合会会長)

敬称略

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計13名

1 挨拶 出村支部長、渡邊町会連合会会長、事務局

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載し

ている。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は20万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は10/10、補助金活用が2回目以降で、かつB区分の各分野で初めて申請する場合は10/10となる。A区分で2回目、B区分同分野で2回目となる場合には補助率は1/2となる。

利用希望のある場合は、地域振興課に早目にご相談いただきたい。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

～ 質疑応答 ～

(質問) 防災課の助成金と自治活動推進補助事業の補助金の使途が重複してもよいのか。

(回答) 防災課の助成金は、防災会が対象となるものだと思われる。自治活動推進補助事業は町会・自治会の活動費であるため、使途は分けていただきたい。

(質問) 会議等で出す弁当は自治活動推進補助事業の対象となる経費となるか。

(回答) 食べ物代は対象外である。

(質問) 総会や新年会において、多くの会員に参加してもらう目的で、アトラクションとして落語家を招いている。その謝礼は対象となるか。

(回答) 微妙である。できれば、事業報告書については、それ以外の「対象となる経費」(広く地域に還元できる事業費)を優先的に記載してもらいたい。

- (質問) 駅前清掃に参加してもらった方への謝礼として、商品券をお渡ししているが、これは対象となるか。
- (回答) 現金や金券、あるいは特定の個人への贈答品などは、できる限り記載を控えていただきたい。
- (質問) 敬老祝い品はどうか。
- (回答) 特定の個人への贈答品と考えられるので、できる限り記載を控えていただきたい。
- (質問) 自治活動につながる会議へ出席するための交通費はどうか。例えば都庁で行われる個人情報保護に関する説明会など。
- (回答) 交通費については、地域振興課内部で検討させていただく。

【自治活動につながる会議に出席するための交通費について】

検討した結果、この目的のために必要な交通費は補助対象となる経費とさせていただきます。ただし、事業報告書に記載する場合には、会議に出席したと証明できる資料の写し(テキストや案内状等)をご提出いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この件については、3月1日号の区報に掲載されている。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているなので、ご確認いただきたい。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特にない。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッチ」を着用していただくようお願いする。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25

年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等にいずれかの部会の委員に就任していただく予定。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(支部長)本日で、平成23年3月11日に発生した東日本大震災からちょうど2年が経つ。全員で黙祷をささげたい。

～ 黙 祷 ～

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第13支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月27日(水曜日) 14時00分から15時30分

場所 関コミュニティ室

出席者 土屋 和三(立野町会会長・連絡員)

高橋 勝雄(関町北三丁目町会会長)

鳥羽 貞夫(関町北四・五丁目町会会長)

野上美三子(ファミリーシティ武蔵関管理組合理事長代理)

渡辺 芳男(都営関町南四丁目第2アパート自治会会長代理)

宗形 貢(関町町会会長代理)

宗形 積子(関町町会会長代理)

渡邊 雍重(石神井町和田町会会長・町会連合会会長)

敬称略

菅原 憲視(関地域支援推進事務局長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計11名

1 挨拶 土屋和三連絡員、渡邊雍重町会連合会会長、自己紹介

2 議題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(質問) 事業報告の際に、証明書類として何を提出すればよいか。

(回答) 町会・自治会の収支決算書をご提出いただきたい。領収書やレシートは提出不要である。

(質問) 夏祭り等を行っていても、いくつかの団体と一緒に実行委員会を立ち上げて実施する場合、町会の支出としては「分担金」となる。こういう場合はいかがか。

(回答) 可能であれば事業報告書については、資料の「対象となる経費」(広く地域に還元できる事業費)を優先的に記載してもらいたい。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業(管理組合は申請対象外)である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は20万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は10/10、補助金活用が2回目以降で、かつB区分の各分野で初めて申請する場合は10/10となる。A区分で2回目、B区分同分野で2回目となる場合には補助率は1/2となる。

利用希望のある場合は、地域振興課に早目にご相談いただきたい。

(意見・質問) 特になし。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問・意見) 特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

(5)その他

(質問・意見)特になし。

3 その他

(1)訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(2)高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

この支部では、支所の担当地域に変更はない。

(3)食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館(南大泉を除く)、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているのので、ご確認いただきたい。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特にない。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるのので、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッチ」を着用していただくようお願いする。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫(町会・自治会用)を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの4つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成22年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

～全体を通じたの質問・意見交換～

- (質問) 当町会では、夏祭りを商店会と一緒にしている。商店会には区から補助金が出ているが、町会・自治会への補助はないのか。
- (回答) 夏祭りのための補助金はない。先ほどお話した自治活動推進補助金を活用していただきたい。また、東京都の地域の底力再生事業助成金を活用できる可能性がある。ただし、東京都の助成金については、事業報告書に写真や領収書を提出しなければならない。なお、東京都の補助金と区の補助金を一つの事業に重複させることは禁止されている。
- (意見) 町会・自治会の書類や物をしまっておくスペースを、例えば地区区民館などの公共施設内に設けていただけないか。実態としては、会長宅が倉庫代わりになっている。
- (事務局) このようなご要望は各種団体から多く寄せられているが、公共スペースであるためお断りさせていただいているのが現状のようである。
- (意見) 当町会でも会長宅が倉庫となっている。
- (意見) 地区区民館などの利用団体が増加し、活動場所を確保するのが大変難しくなっている。利用団体の種類によって優先順位をつけることや、施設の増築も含めて活動場所を増やすことについてご検討いただきたい。

その他、地区区民館や地域集会所の利用状況、各町会・自治会の活動場所の確保をどうやっているかなどについて情報交換を行った。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第14支部会 議事要点記録

日 時	平成25年2月27日(水曜日) 14時00分から15時30分
場 所	上石神井区民地域集会所 集会室1・2
出席者	中 嵐 浩二(石神井会会長・支部長) 常 澄 四郎(区営上石神井一丁目第二アパート自治会会長・副支部長) 田 中 正男(上石神井公社住宅自治会会長) 尾 崎 藤雄(上石神井町会会長・町会連合会副会長) 関 口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長) 篠 崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

敬称略

計6名

1 挨拶 中嵐支部長、尾崎町会連合会副会長

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(意見)申請書と請求書が同一様式になっていれば、請求書を出し忘れることがなくなる。

(質問)補助金の上限額はいくらか。

(回答)上限額はない。世帯割額と基礎割額の合算額を支給することになる。

(質問)通常作成する自治会決算書とは別に、この補助金の事業報告書用の決算書を作成

する必要があるのか。

(回答) その必要はない。事業報告書と通常作成していただく決算書を提出していただければ構わない。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業(管理組合は助成対象外)である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月21日に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

募集は年4回、第1回の募集は3月1日から始まる。4月から行う事業があり、申請する場合は早目にご準備をお願いしたい。

(意見) 一度利用したが、申請書作成はかなり大変である。

(事務局) 利用の場合は早目に地域振興課にご相談いただきたい。お手伝いをさせていただく。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問・意見) 特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は行わない。

この周知については、3月1日号の区報で行う。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(質問) 支所は委託となっているか。

(回答) わからない。

(意見) 支所でも高齢者見守り訪問事業を行っているが、自治会活動としても高齢者宅への訪問を行っている。姿を見られなくなった団地内の方に関する情報が、支所は知っているが、自治会には伝わってこないため、自治会としては不安であるし、訪問活動の障害となっている。支所の訪問員に登録をしなければ情報を教えてもらえないのか。孤独死を防ぐために、登録をして、公式に訪問員としての立場を明確にした方がよいのか、気軽に声を掛け合う「向こう三軒両隣」の関係の中で活動した方がよいのか、判断が難しい。

(回答) 個別に担当とご相談をお願いしたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(質問・意見) 特になし。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているのをご確認いただきたい。14支部については変更なし。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(意見) 各集積所の看板について、変更がないのに貼り紙がされており、紛らわしい。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特になし。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッジ」を着用していただくようお願いする。

(質問・意見) 特になし。

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

関越自動車道の高架下を無償使用できるようになったことから、高齢者センターやリサイクルセンター、スポーツ関連スペース、地域交流スペース、倉庫（町会・自治会用）を区の活用計画としてまとめたところである。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくことが可能となった。2月から3月にかけて測量調査を行っている。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っている。各施設の設計

作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成 28 年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの 4 つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成 25 年 5 月から 26 年 3 月頃までの期間。地域住民委員の募集は区報 4 月 1 日号により行う。

町会連合会に対しては、関係団体等委員として、第 15・16・17 支部の支部長にいずれかの部会の委員への就任してほしいとの依頼があった。概要については以上である。

また、計画している施設の中に、町会・自治会用の倉庫がある。倉庫に関しては、平成 22 年度に場所を特定せずに需要等のアンケート調査を行った。今後の具体化に向けて、場所を特定した上で、改めてアンケート調査を実施する予定。ご協力をお願いしたい。

(質問) 倉庫の使用料はどのくらいか。

(回答) 現段階では無償使用を考えている。

(質問) 契約は 1 年ごとか。

(回答) 未定である。町会・自治会以外の利用団体もあると思うので、どの程度の利用希望があるか等を踏まえて検討していく。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第15支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月6日(水曜日) 10時00分から12時00分

場所 東大泉中央地域集会所 集会室1・2

出席者 手塚 昭(東大泉中村町会会長・支部長)

加藤 博(東大泉二丁目町会会長・副支部長)

川井 淳子(長月町会会長・副支部長)

左口 昌克(都民住宅東大泉一丁目第三アパート1号棟自治会会長)

橋本 義村(東大泉井頭町会会長)

永井 明(みつはし自治会会長)

小林 厚平(みやの町会会長)

荒木 正巳(むつみ会会長)

北井 清子(東大泉和泉町会会長代理)

金 栄河(都営東大泉団地自治会会長代理)

加藤征二郎(東大泉仲町町会会長代理)

久保田秀夫(東大泉富士見町会会長代理)

渡部 兼公(東大泉宮本南町会会長代理)

佐瀬 和男(東泉町会会長代理)

敬称略

田中 敦(企画課企画担当係長)

山城 孝之(企画課企画担当係長)

松本 健(企画課企画担当係)

川手 正明(大泉東地域支援推進事務局長)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計20名

1 挨拶 手塚支部長、自己紹介

(議題に入る前に、企画課から説明)

3 その他

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

この関越高架下の計画については、23年7月の支部会にて一度ご説明させていただいた。この計画は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの1kmの区間の関越自動車道高架下について、高齢者センターやリサイクルセンター、倉庫(町会・自治会用など)、スポーツ関連スペース、地域交流スペースを整備したいというものである。

高架下の所有は、日本高速道路保有・債務返済機構、実際の管理は、ネクスコ東日本が行っている。区がこの空間を活用するためには、機構による、区の計画に基づいた「高架下利用計画」が決定していただくことが必要となる。これに向けて協議を進めてきたが、25年1月18日に機構による「高架下利用計画」が策定された。これを受けて、活用に向けての具体的な検討に入っていくことが可能となった。

現在は、活用予定区間の測量調査を行っているところである。来年度は、各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとに4つの部会を設置したいと考えている。各部会の人数は10名程度の委員を想定している。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。会合の回数は、おおむね5回程度を予定。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会からは、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等にいずれかの部会委員への就任をお願いしたい。

なお、チラシのとおり、3月16日(土)大泉北小学校にて、住民説明会を行う予定。

- (質問) 高齢者センターは他の地域にもあるのか。高齢者センターを高架下に整備することに対する批判を耳にしたことがある。他に適地はないのか。
- (回答) 区の長期計画において、練馬、光が丘、石神井、大泉の4つの地区に高齢者センターを整備することになっている。大泉だけが未だに整備されていない状況である。他に適地がなかなか見つからず、国の方針転換により、まちづくりのためであれば高架下の空間を無償で利用できることになったため、整備計画を進めることになった。
- (事務局) 地域振興課においては、地域交流スペースと倉庫が担当となる。今後、アンケートを行ったり、懇談会などでご意見をいただきながら、利用方法等についての検討を進めていく。ご協力をお願いしたい。
- (質問) 倉庫には駐車スペースがあるのか。
- (回答) 駐車場は整備する。倉庫は、コンテナハウスではなく、耐火耐震基準を満たした建物を建設する予定。
- (意見) 場所が遠いので、なかなか利用しにくい。鉄道の高架下は利用できないか。
- (回答) 鉄道高架下については、行政側に与えられる枠がある。その枠は、駅付近では、これまで自転車置き場が優先して整備されている。この枠を超える利用をする場合には、有料になってくる。
- (意見) 消防団や防災会の防災用資器材などについては、置き場がなく、まちの安全・安心を守るためのものである。鉄道の高架下も含めて、置き場を検討していただきたい。
- (質問) 高齢者センターとはどういった施設か。
- (回答) 健康増進、教養の向上等を目的とし、イメージとしては敬老館のような施設である。敬老館と少し異なる点としては、介護予防のためのトレーニング室等があることである。
- (意見) 多くの施設で、利用団体が多く予約ができない状況がある。このような施設を整備する際には、多くの方が、利用したいときに利用できるように利用方法についての検討も合わせてお願いしたい。

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目直しをお願いしたい。

募集は年4回、第1回の募集は3月1日から始まる。4月から行う事業があり、申請する場合は早目にご準備をお願いしたい。

都全体の24年度実績は1億2千万円程である。25年度は1億5千万円と予算を拡大すると伺っている。ぜひご活用いただきたい。

(質問) 申請して、却下される場合はあるのか。

(回答) 修正されることはあるが、却下されることはない。

(質問) この助成金で防災資器材を購入することはできるのか。

(回答) 事業に使用するものであれば購入可能。色々ルールがあるので、詳しくは個別にご相談いただきたい。

(事務局) ご相談の際には、どんな事業で、どんなものを購入予定なのかを事前にメモにまとめてきていただきたい。

(意見) 軽可搬ポンプの修繕依頼をしてもなかなか来てくれない。この前は、防災訓練に間に合わなくて、自分で修理した。早めに対応をお願いしたい。

(事務局) 防災課に伝える。経年劣化等で修繕が必要な場合には防災課にご連絡をお願いしたい。

その他、区民防災組織への訓練助成金に関する情報・意見交換が行われた。主に、助成金の使途が厳しすぎることや、助成金額の見直しによって助成金額が減る、あるいはこの助成金の見直しに伴って訓練自体やめてしまう町会・自治会があるのではないかとという懸念の声が多くあった。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問) これまでの塙町と区の交流は。

(回答) 発災直後に、災害用トイレやクラッカー等を2度届けた。それ以降は、練馬まつりや照姫まつり、その他のイベントにおける物産展等の交流を行っている。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) 懇談

(支部長) 支部会の開催時刻について、今回は午前中だったが、お仕事をされている方もいらっしゃるようなので、ご賛同をいただけるようであれば夜間も検討したい。

(他) 特に反対の声なし。

(支部長) 大泉学園駅北口のまちづくりについて報告する。大泉街道の歩道部分に、憩いの場をつくるため、植栽とベンチの設置工事に着手している。3月中に完了予定。北口地区市街地再開発事業について、1月末に着工した。現在は地面を掘り、土止め工事を行っている。高いビルになるが、高層棟には居住スペース、低層棟には、区民事務所や図書館の本の受け渡しコーナー等が整備される。地下にはスーパー、1階にはバスロータリー、2階にはペDESTリアンデッキが整備される。まちづ

くり懇談会としては、バリアフリー対応を要望している。26年度に完成予定。

(意見) 商店街にあるベンチが憩いの場となっている。北口はアニメ産業が主軸、南口は牧野記念庭園や白子川もあり、散歩コースが多い。北口にはアニメのベンチを置くだとか、南口には散歩コースのパンフレットを置くだとか、また、一体感のあるまちづくりをするために、南口にもアニメのベンチを設置するだとか、こういったまちづくりに関するアイデアを北口と南口の方が一緒にお話する場がない。今は北口と南口とで分裂してしまっている。

(意見) 道路整備が進まないことやベンチがないことで、高齢者が外を歩けるようなやさしいまちづくりが進まない。景観においてもそうである。予算上の問題もあると思うが、安心安全のまちづくりを進めるのであれば、区としてベンチの設置を積極的に進めてほしい。

(質問) 白子川の改修後、管理が区に移管されると聞いている。その白子川の広場スペース(デッキ)において、イベントを行わせてほしいと考えているが、どの部署に問い合わせをしたらよいか。

(事務局) 詳細は分からない。調べてみる。

(意見) ベンチを設置すると、そこが溜まり場になるという見方もある。

3 その他

(事務局) 時間の関係でお話できないが、「その他」の資料については、各自確認をお願いしたい。

閉 会

以上

平成24年度 第2回 第16支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月1日(金曜日) 14時00分から16時00分

場所 南大泉地域集会所 集会室1・2

出席者 大湊 正男(南大泉六丁目町会会長・支部長)

小林 利生(泉台町会会長・副支部長)

山下 重吉(大泉一新町会会長)

栢本 雄功(諏訪の台町会会長)

鈴木 正博(西大泉北部町会会長)

田中 正弘(ニュー稲荷台自治会会長)

井口 繁雄(南大泉一丁目町会会長)

加藤 義松(南大泉三丁目町会会長)

平野 豊作(南大泉四丁目第2町会会長)

稲垣 重雄(南大泉四丁目第3町会会長)

本橋 登(南大泉四丁目第4町会会長)

鈴木 弘一(南泉町会会長)

加藤 政春(西大泉連合町会会長・町会連合会副会長)

平野繁太郎(南大泉連合町会会長・町会連合会会計)

相田 稔朗(南大泉二丁目町会会長・町会連合会監査)

敬称略

松井 友亨(大泉西地域支援推進事務局長)

仲川 和広(地域振興課地域活動支援拠点担当係長)

佐藤 力(地域振興課地域活動支援拠点担当係)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)

篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

山城 孝之(企画課企画担当係長)

田中 敦(企画課企画担当係長)

松本 健(企画課企画担当係)

計23名

1 挨拶 第16支部長 大湊正男
町会連合会副会長 加藤政春

(議題に入る前に、企画課職員から説明)

3 その他

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

区では、大泉ジャンクションから学園通りまでの1kmの区間の関越自動車道高架下に、高齢者センターやリサイクルセンター、倉庫(町会・自治会用など)、スポーツ関連スペース、地域交流スペースを整備する活用計画をまとめた。

この区の計画・要望を受けて、日本高速道路保有・債務返済機構による「高架下利用計画」が決定された。これにより、区の高架下活用計画の具体的な検討に入っていくこ

とが可能となった。

来年度は、活用予定区間の現況調査と各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成 28 年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとの 4 つの部会を設置したいと考えている。設置は、平成 25 年 5 月から 26 年 3 月頃までの期間。会合の回数は、おおむね 5 回程度を予定。地域住民委員の募集は区報 4 月 1 日号により行う。

町会連合会へのお願いになるが、関係団体等委員として、第 15・16・17 支部の支部長等にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。

区の考えとしては、地域交流スペース・倉庫部会へは 17 支部長に、高齢者センターおよびリサイクルセンター部会へは 15・16 支部長に入っていたいただきたいと考えている。

なお、3月16日(土)大泉北小学校にて、同様の説明会を行う。

(質問) 建物は、プレハブなのか。また、建物の階数は、決定しているのか。

(回答) プレハブではない。耐火構造で、一定程度強度のあるものを建設する予定。また、建物は、建設地が高架下なので、1階建てである。

(質問) テレビで、反対運動を行っていたが、大丈夫なのか。

(回答) 反対の方はいる。ただ、区議会では、賛成として採択された。反対意見だけでなく、賛成意見も多々ある。地域の方の協力を得て、整備していきたい。

(質問) 以前、車を通すかどうか検証した場所か？

(回答) その通りである。

(質問) 高架下の活用について、地域の要望があったのか？

(回答) その通りである。

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料 1 に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成 25 年度についても、24 年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳し

くは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成 25 年度のスケジュール（予定）を 5 ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

（質問）自治活動推進補助事業について、区へ提出する事業報告書のために、新たに決算報告書を作成しなければならないのか。

（回答）その必要はない。町会で作成する決算報告書を添付していただければよい。なお、事業報告書には、町会の決算報告書支出項目の中から、補助対象となる経費を抽出し、記載していただければよい。

（質問）広報紙を町会の役員の私物プリンターにより印刷している。そのインク代等を計上してもよいのか。

（回答）広報紙発行費用として計上していただければ、問題ない。

（2）地域の底力再生事業について

資料 2 に基づき説明。

これは東京都の補助事業（管理組合は助成対象外）である。練馬区では 24 年度に過去最大の 33 件の申請があった。25 年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2 月 21 日に 25 年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目通しをお願いしたい。

募集は年 4 回、第 1 回の募集はすでに本日（3 月 1 日）から始まっている。4 月から行う事業があり、申請する場合は早目にご準備をお願いしたい。

都全体の 24 年度実績は 1 億 2 千万円程である。25 年度は 1 億 5 千万円まで予算を拡大すると伺っている。ぜひご活用いただきたい。

（質問）町会は共催している商店会主催の事業に対して、助成金が出るのか。

（回答）主催が町会でないと助成金の申請ができない。

（事務局）補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は 20 万円である。連合町会であれば上限金額は 100 万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は 10/10、補助金活用が 2 回目以降で、かつ B 区分の各分野で初めて申請する場合は 10/10 となる。A 区分で 2 回目、B 区分同分野で 2 回目となる場合には補助率は 1/2 となる。

（質問）南大泉三丁目町会の防災マニュアルと防災笛とはどういったものか。

（南大泉三丁目町会会長）

防災マニュアルは、震災時の町会員の行動に関してルール化もの。また、防災井戸の使用に関しても明記。防災笛は、たとえ生き埋めになったとしても周囲に存在を知らせることができるように、携帯電話など身近なものに付けられる笛である。単価は 105 円で、一世帯 2 ずつ配布した。

（質問）光連協の防災訓練には補助金が 100 万円出ている。実際にどの程度の規模の訓練だったのか、分かれば教えてほしい。また、表中の金額は、実際の助成金額か？

（回答）表中の金額は、申請金額である。事業実施後、事業報告書を提出する必要がある

が、その際には決算書だけでなく、領収書なども提出する必要があり、不備がある場合には申請金額からその分減額される。光連協の防災訓練については、参加人数については不明だが、大規模に実施されたと聞いている。

(西大泉連合町会会長)

以前、補助金100万円規模の事業を実施。2500枚のエコバックの作成やリサイクルに関する講演会、三原台の清掃工場の見学を行った。補助金100万円規模の事業実施は、非常に大変。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には塙町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として塙町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、塙町との交流を継続して行ってほしい。また、区が行う塙町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問) 当町会でも、このような災害時相互支援のための交流を検討している。交流先について、区から紹介していただけないか。

(回答) ご意見として、防災課に伝える。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

(5) その他

「練馬区地域コミュニティ活性化プログラム」のモデル地域での

取り組み状況について

資料5に基づき説明。

検討懇談会の提言を受け、昨年9月に「練馬区地域コミュニティ活性化プログラム」を策定。昨年10月に地域活動支援拠点を設置し、4か月が経過した。

これまでの活動の実績は、資料のとおり。

今後、3月9日に第1回コミュニティひろば事業を実施。3月下旬には地域情報紙を発行し、大泉西地域内、約2万世帯全戸に配布する。また、地域のイベントや団体の取材、地域情報紙の編集などを行う地域情報協力員も3月下旬に募集し、5月より活動を

開始させる。そして、夏祭りに合わせて、7月に地域情報紙2号を発行する予定である。

町会長をはじめ、地域の方々にご相談しながら、大泉西地域を安心・安全で、愛着の持てる地域にするために、支援を行っていく。

(質問) 町会加入率は？

(回答) 大泉西地域全体では、38%である。

(西大泉北部町会会長)

地域や避難拠点に対する関心度が低い。町会で行う防災訓練には、参加賞として、さつまいもをプレゼントするなど、参加したくなるように工夫している。区でも、地域の方が町会に関心を持つような工夫をするとよい。

(質問) 上泉地区町会連合会の構成団体は、東大泉と南大泉にまたがるエリアとなっており、支部が異なる。そういった場合、エリア外も含めて、地域活動支援拠点の支援を受けられるのか。

(回答) 支部の線引きは、区が行ったもの。地域の支援に関しては、支部に関係なく行っていく。

(質問) ねりま地域情報サイトについて、町会にサイトのページを付与してもらえるのか。

(回答) すでにページはある。ぜひ積極的に利用していただければと思う。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は担当が地区割りされている。西大泉・南大泉・西大泉町は、光陽苑と大泉学園ゆめりあにある大泉支所が担当である。西大泉・南大泉・西大泉町以外の地区で支所が増設し、担当の地区が変更になった。詳細は、各自お目通しいただきたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

「練馬区健康づくり総合計画」に基づき、食育の推進を目的に作成された。

冊子の内容は、地域の方々取材し、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、

区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記している。大泉西地区においては、西大泉3丁目以外の地域で不燃ごみの回収日に変更になる。詳細は、各自お目通しいただきたい。

(5) 平成 24 年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成 25 年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

24 年度の実績は資料のとおり。25 年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。ご協力をお願いしたい。

(質問・意見) 特になし。

閉 会 町会連合会会計 平野繁太郎

以上

平成24年度 第2回 第17支部会 議事要点記録

日時 平成25年3月22日(金曜日) 18時00分から19時30分

場所 大泉北地域集会所 集会室1・2

出席者 加藤 信昭(大泉学園町仲町会会長・支部長)
國分 昭夫(大泉町二丁目町会会長・副支部長)
三戸 英一(大泉町三丁目町会会長)
柏崎 強(大泉町四丁目町会会長)
岩本 守人(大泉北泉町会会長)
加藤 勝(大泉学園南町会会長)
加藤 忠男(大泉学園中央会会長)
西村 貴(大泉学園町長栄会会長)
小川 善昭(大泉学園町東町会会長)
天野 敏(大泉学園東自治会会長)
岡田 武徳(大泉学園緑町会会長)
柴田 武司(大泉学園西町会会長)
笹沼 渡(好友会会長)
加藤 柳治(大泉学園町親交会会長代理)

加藤 政春(西大泉連合町会会長・町会連合会副会長)

敬称略

森田 泰子(企画課長)
松本 健(企画課職員)

関口 次男(地域振興課地域コミュニティ支援係長)
篠崎 悠祐(地域振興課地域コミュニティ支援係)

計19名

1 挨拶 加藤支部長、加藤町会連合会副会長、自己紹介

(議題に入る前に、企画課長から説明)

3 その他

(6) 関越自動車道高架下の活用について〔企画課〕

この関越高架下の計画については、23年7月の支部会にて一度ご説明させていただいた。この計画は、大泉学園通りから大泉ジャンクションまでの1kmの区間の関越自動車道高架下について、高齢者センターやリサイクルセンター、倉庫(町会・自治会用など)、スポーツ関連スペース、地域交流スペースを整備したいというものである。

高架下の所有は、日本高速道路保有・債務返済機構、実際の管理は、ネクスコ東日本が行っている。区がこの空間を活用するためには、機構による、区の計画に基づいた「高架下利用計画」が決定していただくことが必要となる。これに向けて協議を進めてきた

が、25年1月18日に機構による「高架下利用計画」が策定された。これを受けて、活用に向けての具体的な検討に入っていくことが可能となった。

現在は、活用予定区間の測量調査を行っているところである。来年度は、各施設の設計作業を行っていく。各施設の設計作業を進めていくにあたり、「施設建設懇談会」を設置する予定。この懇談会で意見を伺いながら設計を進め、「道路占有許可」を取得し、平成28年度までに全施設を整備したいと考えている。

施設建設懇談会委員は、関係団体等委員と公募による地域住民委員により構成したい。懇談会は全体会と施設ごとに4つの部会を設置したいと考えている。各部会の人数は10名程度の委員を想定している。設置は、平成25年5月から26年3月頃までの期間。会合の回数は、おおむね5回程度を予定。地域住民委員の募集は区報4月1日号により行う。

町会連合会からは、関係団体等委員として、第15・16・17支部の支部長等にいずれかの部会の委員に就任していただきたいと考えている。区としては、17支部については、支部長に地域交流スペース・倉庫部会の委員となっていただけであればありがたい。

なお、3月16日(土)大泉北小学校にて、説明会を行った。183名の方に参加していただき、多くのご意見を伺った。高速道路の下ということで懸念の声もあった。区としては、様々ご意見を伺いながら、ご理解をいただけるよう取り組んでいきたいと考えている。

(質問) 区として、説明会での感触をどう捉えているか。

(回答) 概ね7割程度の方々は前向きにご理解いただいていると思う。3割程度の方々は、やはり高速道路の下ということで心配があるようである。一番懸念されているのは地震が発生したときの耐震性、また環境面での心配であると思っている。耐震性については、ネクスコ東日本に確認したが、阪神淡路大震災以降の耐震基準の見直しに伴い、それに耐えうるように耐震補強が全国で行われた。当然この箇所でも行われている。その結果として、東日本大震災での落橋等の致命的な被害は、東北管内ではなかったとの報告も聞いている。中越地震のときも致命的な被害はなかった。補強の一定の効果が証明されたと考えている。しかしながら、最近ではトンネル崩落事故等もあることから、区としては、維持管理についても十分な確認をしながら、具体的な計画を進めさせていただきたいと考えている。そのうえで、区民の皆様にご説明をさせていただきたい。様々な意見に対しては丁寧に対応していく。

(質問) 委員就任は1年間か。

(回答) 来年度、基本設計を行い、基本的なプランを決めたい。その後、機構の「道路占有許可」を取得し、高齢者センターやリサイクルセンターなどの施設では、より詳細な実施設計を行うことになるため、設計作業に数年かかると思われる。地域交流スペースやスポーツ関連スペースについては、建物を建設するわけではないので詳細な設計は必要ではないと考えている。施設建設懇談会終了後についても、機会を捉えて、住民説明会や支部会などで、進捗状況をご説明し、ご意見を賜りたいと考えている。

(事務局) 委員の就任については、後ほど話し合いをさせていただく。

2 議 題

(1) 町会・自治会の支援策について

資料1に基づき説明。

これは地域振興課で行っている町会・自治会向けの支援策一覧である。平成25年度についても、24年度と同様の支援事業を実施する予定。

毎回ご説明している内容のため、詳細は省略させていただくが、自治活動推進補助事業と町会・自治会活動保険についてのみ補足説明させていただく。

自治活動推進補助事業について、内容に変更はないが、補助の対象となる経費と対象とならない経費があり、事業報告をしていただく際には、広く地域に還元することができる自治活動、対象となる経費を記入して提出をしていただきたい。また、補助金の申請書を提出した後、請求書を提出し忘れ、補助金の交付ができない場合がある。出し忘れないようご注意ください。ご不明な点があれば担当へ連絡してほしい。

町会・自治会活動保険事業についても、前年と変更点はないが、これまでの「町会・自治会活動保険のお知らせ」について、誤解を生む表現があった箇所を修正した。詳しくは資料を参照してほしい。いずれにしても事故等があったら地域振興課へご連絡いただきたい。

これらの支援策について、平成25年度のスケジュール(予定)を5ページに記載している。概ね今年度と変更はないが、各自ご確認いただきたい。

(質問・意見) 特になし。

(2) 地域の底力再生事業について

資料2に基づき説明。

これは東京都の補助事業である。練馬区では24年度に過去最大の33件の申請があった。25年度も引き続き、この助成制度を実施する。今年度から大きな変更はない。また、2月下旬に25年度ガイドラインを郵送したので、申請する場合は必ずお目直しをお願いしたい。補助金額や補助率について補足説明させていただく。単一団体であれば上限額は20万円である。補助率は、補助金活用が初めての場合は10/10、補助金活用が2回目以降で、かつB区分の各分野で初めて申請する場合は10/10となる。A区分で2回目、B区分同分野で2回目となる場合には補助率は1/2となる。

募集は年4回、第1回の募集は3月1日から始まる。4月から行う事業があり、申請する場合は早目にご準備をお願いしたい。ぜひ地域振興課にご相談を。

(質問・意見) 特になし。

(3) 協働事業について

資料3に基づき説明。

今年度、区との協働事業として、福島県塙町との交流事業を実施した。資料はその概要報告である。9月には練馬区側が塙町へ行き、炊き出しや交流会を行った。1月には

埜町側が練馬区に来て、午前中は防災フェスタ会場にて体験・見学、午後はふるさと文化館を見学した後、練馬区役所の交流会場にて交流会を実施した。事業アンケートでは、双方とも交流の大切さを感じ、継続していきたいとの声が多かった。この事業を区との協働で行うのは今年度限りである。25年度以降については、各町会・自治会の事業として埜町へ旅行することや地区祭等の催しにご招待する等を通じて、埜町との交流を継続して欲しい。また、区が行う埜町との交流事業に町連として参画する等、先方の意向や財源等も勘案しながら、持続可能な交流のあり方を検討していく。

(質問・意見)特になし。

(4) 今後の日程について

資料4に今後の日程を記載している。確認をお願いしたい。

(質問・意見)特になし。

(5) その他

(質問・意見)特になし。

3 その他

(1) 訪問買取りの規制について〔経済課消費生活係〕

2年ほど前から、突然自宅に来て、貴金属などを強引に買い取られる「押し買い」といわれるトラブルが全国的に急増した。これを受けて、規制を設ける法律改正があったのでお知らせする。この法改正は2月21日に施行される。

改正された法律の内容は「法律の内容」～のとおり。

法律は整備されたが、トラブルに巻き込まれないために消費者側も慎重な対応が必要である。

訪問販売や訪問買取り等でお困りの方がいれば、消費生活センターをご紹介いただきたい。

(2) 高齢者相談センター支所の増設および変更について〔高齢社会対策課〕

高齢者相談センター支所は、現在区内に22か所ある。4月から支所を2か所増設する。増設は、中村橋と土支田(第三育秀苑)である。この増設に伴って各支所の担当地域も一部変更となる。また、数十メートル程度だが桜台支所の所在地が変更になる。

担当地域に変更がある場合、現支所の担当者が新支所へ引継ぎを行う。また、担当地域が変わるが、現支所を引き続き利用したいという場合には、無理に新支所への移行を急には行わず、利用者に負担を極力かけないように徐々に行っていく。

サービスの中で「よりあいひろば事業」は、利用者同士の交流を図り、つながりを築く事業であることから、担当地域が変わっても継続した利用が可能とし、無理な移行は

行わない。

この周知については、3月1日号の区報で行う。また、変更地域の町会・自治会には、どの区域がどのように変わるのかといった細かいご案内を個別に郵送する予定。回覧等をお願いしたい。

(3) 食育実践ハンドブック「ちょっと昔のね・り・まの食卓、

これからのね・り・まの食卓」のご紹介〔健康推進課〕

昨年、この支部会で配布した「野菜とれとれ ね・り・まの食卓」の第2弾となる食育実践ハンドブックの紹介である。この冊子が食育のさらなる推進につながれば幸い。配布場所は、保健相談所、図書館（南大泉を除く）、ふるさと文化館、区民情報ひろば、健康推進課である。

冊子の内容は、練馬区の独立から現在までの食生活の変化や、区民の方々の食卓についての記事、レシピ等を掲載している。次世代の方々に地域の暮らし方や食生活を伝えていくきっかけとして、この冊子が役立てば幸いである。

(4) 一部の地域の資源・ごみの収集曜日の変更について〔清掃リサイクル課〕

すでにご案内のとおり、4月1日以降、資源・ごみの収集曜日を資料のとおり変更する予定。変更があるところは赤字で表記しているのをご確認いただきたい。14支部については変更なし。時間帯を含めた変更内容については、各集積所の看板に案内を出している。また、「ごみの分け方と出し方」という冊子を3月から全戸配布すると聞いている。もれのないように周知していく。

(5) 平成24年度赤十字活動資金募集への協力に対するお礼および

平成25年度赤十字活動資金募集の実施に係るお願い〔日本赤十字社〕

25年度赤十字活動資金募集のお願いで伺った。25年度は例年通りで、変更点は特にない。24年度の実績は資料のとおり。毎年5月を社員増強月間としており、ご協力をお願いしたい。運動実施にあたり、寄付は寄付者の自由な意思によるものであるため、強制感のある募集は控えるようご注意ください。また、各家庭を訪問する際には必ず「協賛委員バッジ」を着用していただくようお願いする。

～ 質疑応答 ～

(質問) 「ごみの出し方と分け方」冊子について、以前は町会・自治会に対し配布依頼があったが、今回は区が配布しているのか。

(回答) 5～6年前に、町会・自治会に依頼して配布をしたことがあるが、様々ご意見をいただき、それ以降、全戸配布する場合には業者委託が多くなったようである。今回も、区が業者委託により配布していると思われる。

(意見) 埴町との交流事業について、9月の埴町の方々のおもてなしは大変すばらしかった。一方、1月の練馬区でのおもてなしは少々寂しかったように思う。埴町の方々

は満足して帰っていただけたか少し不安が残った。

- (事務局) 時間的余裕の多寡や震災総合訓練の忙しさもあり、十分な対応がとれなかったところもあると思うが、当日の盛り上がりを見て、事務局としては一安心している。事業アンケートの中に、埴町の方々から、暖かいおもてなしに対する感謝の言葉があった。
- (意見) 区立あおい公園にて、公園使用許可を得た上で、町会行事を行った。当日、公園に行くと、鍵がかかっており、車両の出入りができなかった。届け出をしているので、事前に鍵を開けておいたり、鍵を貸し出しておくなど、対応をお願いしたい。
- (意見) 公園の鍵を借りるために区役所本庁舎や石神井庁舎に行くのは大変である。地域の公園なので、鍵の管理については、大泉北出張所で行うことができないか。ぜひ検討してほしい。
- (副支部長) 会議の時間帯について、他の支部では日中に行っているところが多いが、仕事をしている方も多いので、よろしければ今後も夜間に設定していきたいと思う。実際には支部長と相談しながら時間設定をさせていただく。

閉 会

以上